

東京ディズニーリゾート特別利用補助要領

千葉県農協健康保険組合

健康保険組合では保健事業の一環として、被保険者並びに被扶養者の厚生施設として、東京ディズニーリゾートと特別団体契約を結び、本要領により補助する。

(利用券交付)

- ① 利用券の交付を希望される方は、「特別利用券交付申請書」に必要事項を記入し、事業所を経由して健康保険組合までお申し込みください。
利用交付の際の混乱を防ぐため、次のとおり交付いたします。

利用期間	受付開始日
22年4月1日～7月31日	3月23日～
8月1日～11月30日	7月1日～
12月1日～23年3月31日	11月1日～

注) 受付開始前の申込書は無効とさせていただきます。

- ② 交付対象者は、当組合の被保険者と被扶養者に限ります。
- ③ 利用券は、1人につき年度内2回交付します。ただし、本年度は、2,000枚を限定とします。交付予定枚数に達したときは交付終了とさせていただきます。あらかじめご了承ください。
- ④ 利用補助額は、大人・中人・小人とも、一律1,000円です。
- ⑤ 利用券は、交付された方のみ有効です。他人に譲渡転売はできません。もし、不正利用があった場合は、補助金を返還していただきますのでご注意ください。また、利用日の記入のないものは交付できません。